

川間台自治会
自治会長 矢野 博 様

社会福祉法人
野田市社会福祉協議会
会 長 小林 幸男
(公 印 省 略)

野田市社会福祉協議会会費の納入について (お願い)

初秋の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃、社会福祉事業につきましては、格別のご支援、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、社会福祉協議会では、地区社会福祉協議会の促進をはじめ様々な地域福祉事業を行っており、皆様から寄せられる会費につきましては、地域福祉活動を推進する上で必要不可欠な財源となっております。

本年度におきましても会費の取り扱いにつきましては自治会及び資料配布団体等を中心に会費をお集めいただき、可能な範囲で本協議会へご納入していただきたいと存じます。

ご納入いただいた会費の中から一般会員の会費のうち、300円を超える額及び特別会員の会費の40%相当額を、ご納入いただいた自治会・資料配布団体の該当地区社会福祉協議会の翌年度の活動費として還元させていただきます。

つきましては、本趣旨をご理解いただき、会費納入及び会員加入につきまして、特段のご支援・ご協力を賜りますようお願いいたします。

なお、会費につきましては、お忙しいところ誠に恐縮に存じますが、お取りまとめの上、令和6年12月27日(金)までに下記によりご持参くださいますようお願い申し上げます。

記

1 会費

- | | | | |
|-----|------|------|----------|
| (1) | 一般会員 | 年額会費 | 500円 |
| (2) | 特別会員 | 年額会費 | 1,000円以上 |

2 会費納入先

土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時00分まで

・野田市社会福祉協議会事務局

野田市鶴奉5番地の1 総合福祉会館内(中央公民館2階)

電 話 04-7124-3939

・野田市社会福祉協議会関宿出張所

野田市古布内1944番地の2 やすらぎの郷内

電 話 04-7196-8341



社会福祉法人

野田市社会福祉協議会

ホームページアドレス : <http://www.nodasyakyo.or.jp>

“ふれあいと支えあい”

誰もが 安心して 暮らせる

まちづくりを推進しています

●はじめに

野田市社会福祉協議会は地域福祉のニーズに対応した事業を展開するため、野田市と住民のみなさまの協力のもと、昭和26年に発足し、昭和48年に法人化され、民間の福祉団体として歩みはじめました。野田市社会福祉協議会は、地域住民のみなさま、市内で福祉活動等に取り組む福祉団体、当事者団体、民生委員・児童委員やボランティア、福祉関係行政機関等で構成されており、これからも地域のみなさまとともに福祉のまちづくりをすすめていきます。

●社会福祉協議会って？

社会福祉協議会は略して「社協」と呼ばれています。

全国の市町村単位に設置され、地域の誰もが安心して暮らし続けることができる福祉のまちづくり（地域福祉活動）を実現するために、地域住民のみなさまを会員として構成された公共性の高い民間の社会福祉団体です。

社会福祉協議会では主に各種福祉サービスや相談活動、ボランティアの支援など、地域の特性に応じた活動を様々な場面で展開し、地域の福祉増進に取り組んでいます。

社会福祉協議会の構成メンバー

地区社協・自治会等
住民会員・法人会員

当事者団体・市内福祉団体
ボランティア団体

社会福祉協議会

社会福祉行政機関
民生委員・児童委員

その他
(NPO・企業等)



住民参加による福祉のまちづくりを推進
(地区社会福祉協議会活動)

野田市社会福祉協議会の主な事業を確認する

野田市
社協HP



エックス



Facebook



Instagram



野田市社会福祉協議会のしごと

地区社会福祉協議会活動

- (内 容) 住民参加による福祉の網の目づくりを推進し「一人ひとりがより豊かに地域でともに生きる社会」を目指しています
- (設 置 数) 市内全域に22地区の地区社会福祉協議会を設置

児童・母子・父子の福祉

●育児支援家庭訪問員の派遣

- (対 象 者) 出産後間もない時期の母親で、体調不良のため家事に支障が出ている家庭や、育児不安や育児ストレスを感じている家庭
- (内 容) 育児・家事・相談業務

●学童保育所の運営

- (内 容) 両親の就労等による留守家庭児童の保育
- (運営施設) 北部・みずき・三ヶ尾・関宿・清水第二・岩木第二・七光台・尾崎・野田第二・山崎第二・宮崎第二・宮崎第三・南部学童保育所の13施設

●ファミリー・サポート・センターの運営

- (目 的) 会員相互の援助活動により、仕事と育児の両立支援と児童の健全育成を図る有償サービス
- (内 容) 保育施設等への送迎や買い物・冠婚葬祭時の保育等

貸出事業

●車いす対応自動車の貸出



- (内 容) 車いすのまま乗降できる自動車を貸出
- (車 種) 軽自動車（車いす1台）、普通自動車（車いす2台）
- (貸出期間) 原則1週間以内

●さわやか号の貸出



- (内 容) 福祉団体に対して、行事や研修等の事業支援のためにマイクロバス「さわやか号」を貸出（定員29名）
- (貸出期間) 原則2日間以内

●車いすの貸出



- (内 容) 病気やケガ等で必要な場合に、車いすを貸出
- (貸出期間) 原則1か月間以内

●チャイルドシートの貸出



- (内 容) 6歳未満の乳幼児を養育している方にチャイルドシートを貸出
- (貸出期間) 一般貸出…6か月間以内
短期貸出…3か月間以内

貸付事業（貸付には条件があります）

●福祉資金の貸付

- (内 容) 生活困窮者に対して無利子での貸付

●生活福祉資金貸付事業の受付窓口

- (内 容) 他からの融資が受けられない低所得世帯、日常生活において介護が必要な高齢者（65歳以上）や障がいをお持ちの方がいる世帯の自立と安定のための資金貸付の受付

●特例貸付の借受人へのフォローアップ支援

- (内 容) 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い実施した、緊急小口資金等特例貸付の借受世帯に対し、相談支援を行うことで適切な債権管理と生活の安定を図る

障がい者の福祉

●同行援護事業（視覚障がい者への移動支援）

（対象者） 障害福祉サービス受給者証を所持している契約者
（派遣範囲） 営業、政治、宗教活動、宿泊を伴うもの以外の活動

●野田市斎場売店事業

（目的） 障がい者の社会参加促進と市民の利便性の確保
（内容） 喫茶・飲物・菓子類・佛具類の販売

●点字・声の広報等発行事業

（対象者） 野田市に居住する視覚に障がいがある方や、読字障がいのある方等の文字ではなく音や点字で情報を得る方（個人のみ）
（内容） 市報のだ等を音声化及び点字に翻訳し、配布

●手話奉仕員養成講座開催事業

（対象者） 野田市在住、在学、在勤の方
（内容） 手話奉仕員の養成カリキュラム（入門課程及び基礎課程）の開催

高齢者の福祉

●結婚50周年記念事業

（内容） 金婚を迎えられた方に記念写真撮影を実施

●介護支援ボランティアポイント事業

（対象者） 市内在住の65歳以上の方で、介護保険制度の要介護・要支援認定を受けておらず、介護保険料の滞納がない方
（内容） 介護保険施設でボランティア活動を行い、社会参加や地域貢献をするとともに、ご自身の健康増進、生きがいづくり、介護予防を図ることを目的とする

野田市成年後見支援センター

●成年後見制度に関する相談

（内容） 成年後見制度に関する相談を受付

●後見人サポート事業

（内容） 野田市在住の成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）や野田市在住の方を支援する成年後見人等の相談を受け付け、活動を支援

●成年後見制度の普及啓発

（内容） 研修会などを開催し、制度の普及啓発を行う

●法人後見事業

（内容） 野田市社会福祉協議会が法人として後見人等になり、判断能力が十分でない方の支援（対象要件あり）

●日常生活自立支援事業

（内容） 定期的な訪問により、福祉サービスや日常的な金銭管理のお手伝いすることで、高齢者や障がい者の方々が住み慣れた地域で生活できるように支援する事業

●市民後見人養成講座

（内容） 将来的に野田市でご活躍いただける市民後見人を養成し、成年後見制度の普及を図る目的で開催

●意思決定支援事業

（内容） 意思決定の支援を目的に、希望者へエンディングノートの無料配布を実施

相談事業

●心配ごと相談

（内容） 日常生活のあらゆる悩みごとの相談を受付
（日時・場所） 毎週火曜日、第1金曜日 13時から16時まで 総合福祉会館

その他の事業

・総合福祉会館の管理運営 ・善意の寄附の受入れ ・やすらぎの郷の管理運営 ・ボランティアセンターの運営
・災害見舞金や歳末見舞金の交付 ・広報紙「社福のだ」の発行 ・赤い羽根共同募金や歳末たすけあい募金の協力

●野田市社会福祉協議会会費のご納入のご協力をお願いします

野田市社会福祉協議会は「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」を目指す民間の福祉団体（社会福祉法人）です。野田市にお住まいのみなさまの支援を得て、地域福祉活動を推進しています。地域福祉活動を推進するためには財源が必要ですが、そのひとつがみなさまからご協力をいただく「会費」です。

会費の納入（会員加入）は自由意志に基づくものであり、決して強制的なものではありませんが、野田市にお住まいのみなさま及び法人・団体等のみなさまには、社会福祉協議会の活動や地域福祉活動にご賛同の上、会員にご加入いただき、会費納入にご協力をお願いいたします。

●野田市社会福祉協議会会費のご案内

種類	会費（年額）
一般会員	1世帯 500 円
特別会員	1,000 円以上
法人会員	10,000 円以上

●会費の納入時期と方法について

9月に自治会（町内会）等の代表者様を対象とする説明会を開催し、自治会（町内会）を通じてお願いをしております。

※特別会員

野田市社会福祉協議会の地域福祉活動に特にご協力をいただける方

●よくある質問について

①どうして自治会が会費を集めるの？

野田市社会福祉協議会では「地域での支え合い・助け合い」の精神から住民のみなさまに会費の協力をお願いしています。自治会（町内会）は、地域と密接にかかわっており、自治会（町内会）と地区社会福祉協議会が地域福祉を推進する上で一緒に活動していくことが、最も効果的であると考えられることから、自治会（町内会）のみなさまにご協力をお願いしています。

毎年、会費のご協力が得られるのは、自治会長（町内会長）様をはじめ地域のみなさまのおかげです。引き続きご理解・ご協力をお願いします。

②主な会費の使いみちについて教えて。

ご協力いただいた会費は、主に以下の事業に活用をさせていただいております。

ボランティアセンターの運営

ボランティア活動をしたい人、必要とする人の相談及びあっせん等を行います。
また、災害時には必要に応じ、災害ボランティアセンターを開設します。

野田市成年後見支援センターの運営

成年後見制度に関する相談や、社会福祉協議会が法人として成年後見人等になり、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等の方で、判断能力が十分でない方の預貯金の管理や日常生活での様々な契約などの支援を行います。

また、契約能力のある高齢者や障がい者の方が地域において安心して生活を送れるよう、利用者との契約に基づき、日常生活自立支援事業も行います。

地区社会福祉協議会への助成

市内に22か所設置されている地区社会福祉協議会の活動費として会費の一部を還元、会員世帯数に応じて補助金を交付しています。

資金貸付事業

生活困窮世帯に対し、世帯更生のための一時的な生活資金の貸付をしています。

各種貸出事業

マイクロバス、チャイルドシート、車いす及び車いす対応自動車等の貸出をしています。

●令和5年度決算報告

区 分	科 目	金 額
収入 (勘定科目別内訳)	会費収入	15,840,400
	寄附金収入	905,264
	経常経費補助金収入	38,329,735
	受託金収入	293,167,232
	貸付事業収入	1,176,070
	事業収入	16,443,721
	障害福祉サービス等事業収入	4,003,833
	受取利息配当金収入	1,604
	その他の収入	931,526
	施設整備等補助金収入	0
	事業区分間繰入金収入	7,263,222
	サービス区分間繰入金収入	16,756,813
	収入計 (1)	394,819,420

(単位:円)		
区 分	科 目	金 額
支出 (サービス区分別)	法人運営事業	50,023,501
	共同募金配分金事業	16,157,439
	障害福祉サービス事業	4,053,630
	ボランティアセンター活動事業	3,147,078
	心配ごと相談所事業	335,044
	福祉サービス利用援助事業	26,948,747
	法人後見事業	9,580,998
	受託事業	266,518,774
	資金貸付事業	17,883,675
	基金等	1,533
	還付金	5,925,527
	斎場売店事業	6,176,312
	自動販売機等設置事業	4,904,399
	支出計 (2)	411,656,657
当期資金収支差額合計 (3)=(1)-(2)		△ 16,837,237
前期末支払資金残高 (4)		68,680,306
当期末支払資金残高 (5)=(3)+(4)		51,843,069

※予算、決算、事業報告等、詳細については社会福祉協議会のホームページに掲載させていただいております。

URL: <http://www.nodasyakyo.or.jp/>もしくは野田市社会福祉協議会で検索ください

●地区社会福祉協議会とは

市内22地区に設置され、略して「地区社協」と呼ばれています。

住民の生活課題を発見、把握し解決につなげていく役割を持っています。財源は野田市社会福祉協議会会費からの還元、赤い羽根共同募金からの助成金等です。

地区社会福祉協議会ではサロンの開催や独居の高齢者の方への友愛訪問、福祉まつり等を行っており、構成メンバーは自治会（町内会）、民生委員児童委員、その他団体等の地区に関わる方々です。

関宿地域	
1	関宿地区社協
2	二川地区社協
3	木間ヶ瀬地区社協
川間・北部地域	
4	川間地区社協
5	北部地区社協
6	七光台地区社協
7	西部地区社協
中央・東部地域	
8	上花輪地区社協
9	清水地区社協
10	中根地区社協
11	太子堂地区社協
12	中野台地区社協
13	中央地区社協
14	上町地区社協

中央・東部地域	
15	東部地区社協
16	宮崎・柳沢地区社協
南部・福田地域	
17	南部中央地区社協
18	南部南地区社協
19	南部北地区社協
20	南部東地区社協
21	南部第2地区社協
22	福田地区社協



●会費の還元について

ご納入いただいた一般会費500円のうち300円を超えた金額（特別会費は40%）がみなさまのお住まいの地域の地区社会福祉協議会へ還元され、300円は野田市社会福祉協議会の事業を行うための財源となります。

一般会費500円	地区社会福祉協議会 還元金	お住いの地域の福祉活動へ
		※主な使いみち ・サロン活動 ・友愛訪問等 ・福祉まつり
	市社会福祉協議会 事業費	市内全域の福祉活動へ
		※主な使いみち ・ボランティアセンターの運営 ・成年後見支援センターの運営 ・生活福祉資金貸付事業 ・各種貸出事業等



ボランティアを始めようかな、ボランティアに興味がある方は 野田市ボランティアセンターへ

ボランティアは老若男女を問いません。たくさんの人と係わり、誰もが自分らしく豊かに暮らせる社会を目指して強制されることなく、自分にできることを考え、自ら進んでする活動です。

●ボランティアセンターの支援内容

1. ボランティアに関する相談・あっせん

ボランティア活動をしたい人、受けたい人の相談・あっせん

2. ボランティアの養成

各種ボランティア養成講座の開催

3. 福祉教材・機器の貸出

ビデオ、ブルーレイプレーヤー、液晶プロジェクター、マイク、点字練習器、OHC、スクリーン、高齢者疑似体験セット、福祉教育用車いす、輪投げ・魚釣りゲーム・スカットボール等

4. 情報提供

ホームページ・SNS・広報紙・掲示板などによる情報提供

5. ボランティア活動の支援

登録グループ・個人の活動の支援

6. 調査・研究・情報収集

地域のニーズの把握・ボランティア情報の収集

7. ボランティア保険の加入の促進

活動中の事故に備えたボランティア保険への加入



夏休みボランティア体験の様子

●災害時に備えたボランティア養成

災害ボランティアセンターの設置訓練

ボランティアの受け入れ・派遣

派遣依頼・ニーズの受け付け

会 費 納 付 票

一金 円

但し、令和6年度社会福祉協議会会費

(内訳明細)

会員区分	会 費 額①	会 員 数②	合計金額 ①×②
一般会員 500 円	500 円	世帯	円
	円	世帯	円
	円	世帯	円
	円	世帯	円
	円	世帯	円
	円	世帯	円
特別会員 1,000 円以上	1,000 円	世帯	円
	円	世帯	円
	円	世帯	円
合計	———	世帯 社	円

上記のとおり納付いたします。

令和 年 月 日

(宛先) 野田市社会福祉協議会 会長

自 治 会 名 _____ 自 治 会

氏 名 _____